

# 交通事故を起こさないための防衛運転法 Vol. 9

## I 横断歩道は歩行者優先！ 歩行者の保護はドライバーの義務！

- ◆ 横断歩道に近づいた場合・・・  
→横断者がいれば停止できる速度で進行する義務
- ◆ 横断しようとする人や横断中の人がいる場合・・・  
→必ず停止して横断者を通行させる義務

【道路交通法38条1項】

※横断歩道のない交差点でも歩行者優先

【道路交通法38条の2】

- ◆ **スマイルコンタクト～笑顔の安全確認～**  
手を上げて「渡るよ！」の合図  
しっかり止まって「どうぞ！」の合図

信号のない横断歩道に歩行者

一時停止する車は**42.8%**

全国平均45.1



## II 子供、高齢者、身体の不自由な人には、思いやりの気持ちで保護する！

- ◆ 歩行者のそばを通るときは、安全な間隔を空けるか徐行
- ◆ 幼児、高齢者、身体の不自由な歩行者がいるときは、一時停止や徐行



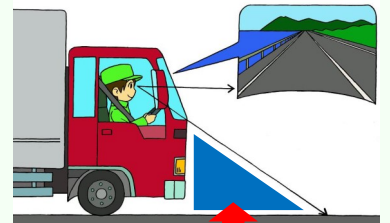
## III 原則、上向きライト走行と早めのライト点灯！

- ◆ 夜間走行時は、歩行者や障害物などを早めに発見するため、制限速度を守り、**対向車や直前を走行する車両がない時には、原則上向きライトで走行**し、進路前方の安全を確認
- ◆ **日没30分前には、ライトを点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止**



## IV 発進、後退の際は、周囲の安全を確認する！

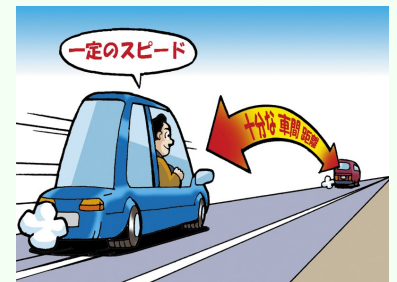
- ◆ 乗車前に車両を一周し、死角部分に子供などがいないかを確認
- ◆ 発進時は、ミラーと目視で、後方などからの車両や歩行者の有無を確認
- ◆ 後退時は、後方の死角が多いため、バックモニターだけに頼らず、**必ず目視で安全を確認**し、また、**車高の高い車は、上方の障害物なども確認**



## V 十分な車間距離を確保して、前方の視界を広げる！

車間距離を長くとることによって、危険回避が容易になるほか、前方の死角が減り、他車からも自車の存在を発見され易くなるため、交通事故防止に効果がある。

- ◆ 走行中は、前車の動静に注意し、前車が急停止しても、ゆとりを持って対応できるよう、**十分な車間距離（3秒で進む距離以上）を保って走行**
- ◆ 特に、大型車の直後を走行するときは、前方の信号機や交通状況が確認できるよう、より長めに車間距離をとる。



## VI 常に、心と時間に余裕を持って、安全運転を意識して運転する！

交通事故は、ちょっとした心の隙や油断、さらには、錯覚や思い込みなどのヒューマンエラーなどが原因で起こる

- ◆ 運転技術や車両性能を過信せず、常に危険を予測し、**予測（かもしれない）運転を励行**
- ◆ 心と時間に余裕を持ち、「事故を起こさない」という意識で、緊張感を持って運転



# 全席シートベルト着用を習慣付ける！

～正しい着用で事故の被害を大幅に軽減～

道路交通法では、一定の要件に該当する場合を除き、全席シートベルトの着用は義務

・全席シートベルト着用が出発の合図！

シートベルトを着用していない時の致死率は着用時の約14.6倍)

・6歳未満の幼児を乗せるときは、子供の命を守る、チャイルドシートを必ず着用！

3つの危険性！

車内で全身を強打  
車外へ放出  
前席の人への加害



子供の命を守る

全国調査結果（令和5年）

一般道でのチャイルドシート使用率

**64.0%** 全国平均76.0%



全国調査結果（令和5年）

一般道での後部座席シートベルト着用率

**30.2%** 全国平均43.7%

後部座席安全は誤解！

## STOP！あおり運転！！～思いやり・譲り合いの気持ちを持って運転～

### 妨害（あおり）運転に対する罰則と行政処分の整備

あおり運転  
をした場合

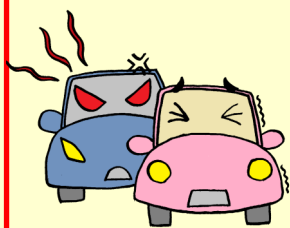
他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反（※10種類の違反。下図参照）行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

①妨害運転（交通の危険のおそれ） **3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点数25点 免許取消し（欠格期間2年）**

危険が  
生じた場合

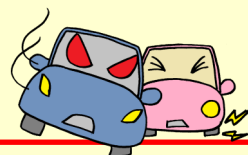
①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

②妨害運転（著しい交通の危険） **5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 違反点数35点 免許取消し（欠格期間3年）**



・ドライブレコーダーを設置しましょう！

・あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！



### 運転前は体調を確認する！

- ◆ 身体にアルコールが残っているときは、絶対に車を運転しない。
- ◆ 運転前に病気、服薬、疲労等の心身の状態を確認し、体調が良くないときは、運転しない

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしと比べて約**6.0倍！**（令和5年）

### 令和5年飲酒運転関連

事故：35件 検挙：366件



酒酔い運転	罰則	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	点数	35点 免許取消
酒気帯び運転	罰則	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	点数	25点 免許取消 13点 免許停止
飲酒検知拒否	罰則	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金